コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Human Metabolome Technologies, Inc.
最終更新日：2015年12月3日
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　菅野　隆二
問合せ先：03-3551-2180
証券コード：6090
http://humanmetabolome.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術をコアとした研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献することを企業理念としております。当社は、この企業理念の実現と企業価値向上のため、経営全般の監督機能を強化し、内部統制システムによる業務執行の有効性、効率性、違法性のチェック・管理を通じて、経営の健全性及び透明性を高め、経営の効率化に取り組んでおります。また、「共有の価値観」を全役員及び従業員へ周知し、長期的な観点から法令遵守を徹底し、各ステークホルダーと調和した行動を促しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
冨田　勝	390,000	7.31
曽我　朋義	210,000	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	197,700	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	184,700	3.46
西岡 孝明	150,000	2.81
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	110,000	2.06
東北インキュベーション投資事業有限責任組合	103,100	1.93
バイオフロンティア・グローバル2投資事業組合	75,000	1.40
シスメックス株式会社	75,000	1.40
株式会社　山形銀行	75,000	1.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年９月30日現在の状況です。
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成26年７月22日に大量保有報告書の写しの送付があり(報告義務発生日平成26年７月15日)、保有株式数413,600株、保有株式の割合が7.88%である旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　布佐人	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　布佐人	○	鈴木布佐人氏は、株式会社フィデアホールディングス理事及び株式会社荘内銀行理事を兼職しております。なお、当社は同行より、金銭の借入を行っておりますが、同行は、当社の資金調達における必要性及び代替性等を勘案し、当社の特定関係事業者に該当しないと判断しております。	鈴木布佐人氏は、上場会社での役員経験者であり、かつ、既に6年間当社の社外監査役として、公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。引き続き当社の経営全般に助言を頂くことにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査担当者は2名（経営管理本部から1名・経営管理本部以外から1名）であり、年間計画に従い、鶴岡本社研究所及び東京事務所全ての部署を対象に、業務全般にわたり監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告され、監査役にもその写しを提出しております。監査役は、取締役会のほか社内の重要な会議への出席や、重要な稟議書類等の閲覧を随時行っているほか、全部署の計画的な監査を実施しております。また、監査役には税理士資格保有者や金融機関での勤務経験者が含まれ、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき監査を行うとともに、適時会計監査人と会合を持ち、監査に関する情報や意見交換を行う等連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田　純一	弁護士										○			
水谷　翠	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田　純一	○	松田純一氏が所長を務める松田綜合法律事務所と当社は、顧問契約を締結しておりますが、年間の支払額を勘案し当社の特定関係事業者に該当しないと判断しております。	松田純一氏は、株式会社グローバルダイニング他2社の社外監査役を兼務しております。 同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、社外監査役として直接会社経営にも関与されていることから、当社の監査体制の強化に貢献いただける人材であると判断したため選任いたしました。
水谷　翠	○	―	水谷翠氏は、水谷翠会計事務所所長であり、また、スマート・プラス・コンサルティング株式会社代表取締役であります。 同氏は、公認会計士・税理士としての経験・知識が豊富であり、当社の監査体制の強化に貢献いただける人材であると判断したため選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営参画意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。これまでの職務や職責を考慮して、取締役会で決定しております。
当該ストックオプションの状況および内容につきましては、有価証券報告書「第一部　企業情報　第4　提出会社の状況　1．株式等の状況　(9) ストックオプション制度の内容」をご覧下さい。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの付与対象者は原則として社内取締役及び従業員でありますが、社外協力者にも付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期に係る取締役6名に対し、56,721千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の職位や目標の達成度等を勘案し、社長が決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経営管理本部においてサポートしており、取締役会の開催日・議題の連絡、議題の事前説明などを行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、会社の機関として、会社法に定める取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役は社外取締役1名を含む6名が選任されており、取締役会は原則毎月1回または必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の意思決定等を行い、重要な意思決定機関として、機動的な運用をしております。取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、取締役会における職務執行を監視しております。監査役は、社外監査役2名を含む3名が選任されており、監査役会は原則毎月1回または必要に応じて開催しております。監査役は、取締役会のほか必要に応じて社内の重要な会議への出席や、重要な稟議書類等の閲覧を随時行っているほか、全部署の計画的な監査を実施しております。また、代表取締役や会計監査人と随時面談を行い、情報交換に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役のうち1名を社外取締役としており、ガバナンスの強化を図っております。また、監査役3名中2名を社外監査役とし、監査役監査を通じて経営の監視機能をより強化しております。社外取締役1名、社外監査役2名の外部からの経営監視により、十分にコーポレートガバナンスが機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使を促進するため、法定期日である株主総会開催日の2週間前より早期に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	原則として、集中日を回避して株主総会の日程を設定しております。
その他	定時株主総会終了後に株主のみなさまに当社に対するご理解を深めていただくため、会社説明会及び研究所見学を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年2回以上説明会を開催していく予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期毎に決算説明会を開催していく予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報のページを設け、有価証券報告書などの法定開示資料、決算説明会等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理本部に担当部署を設置し、担当者が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「HMTメタボロミクス先導研究助成制度」を通じた若手研究者の育成に取り組んでおります。また、本社の所在地である鶴岡市の児童向けに「こども科学実験教室」を開催し、科学に対する関心を高めるための活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の健全性及び透明性を高め、経営の効率化を図ることが企業価値の向上につながると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、内部統制の構築に取り組んでおります。
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」、「共有の価値観」、その他各種規程を整備し、適正な業務執行に努めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役および使用人は、「HMTの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会および家族の信頼に応えられるよう、法令、定款および社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。
(2) 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月1回および必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。
(3) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。
(4) 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書およびその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。
(2) 取締役および監査役は、随時これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制
(1) 取締役会は、法令遵守、個人情報保護、解析データの品質管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、社内の体制および規程を整備し、定期的にレビューを行う。
(2) リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会および監査役へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。
(3) 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。
(4) 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下にコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、経営管理本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。
(5) 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な意志決定を行う。
(2) 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画および年次計画に基づき、迅速な意志決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。
(2) 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。
(3) 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
(4) 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。
(5) 子会社経営の効率的な運用をはかり、適時状況を把握するため、ITを適切に活用し会計、経営情報の共有に努める。
(6) 子会社および関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社の経営管理本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。
(7) 子会社からの内部通報は、監査役または外部弁護士等に直接通報できる。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、経営管理本部員または内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
(2) 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。
(3) 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行う。

7. 当社及び子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 監査役は、重要な意志決定プロセスおよび取締役の業務の執行状況を把握するために、取締役会、経営会議およびその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役および使用人に対し説明を求めることができる。
(2) 取締役および使用人は、監査役に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査役の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。
(3) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるときには、直ちに監査役に報告をする。使用人の監査役への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。
(2) 監査役は、法律または会計上の判断を必要とする場合は、随時弁護士、会計監査人等から専門的な助言または意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
(1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。
(2) 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。

(3) 経営管理本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置づけ、万が一反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。
経営管理本部を反社会的勢力の対応部署とし、複数名が不当要求防止責任者講習に参加しております。反社会的勢力からの不当な要求があった場合は、外部の法的機関等専門機関と連携して対処する方針です。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

